

災害と人権

～災害とSNS～

平成23年3月11日の東日本大震災の発生時、私は友人に会うために東京都内に居ました。友人宅に宿泊する予定でしたが、地震の影響で公共交通機関は全てストップ。帰宅困難者となりました。SNSでの情報を頼りに、一晩過ごせるお店を見つけることができました。

一方で、災害時にはデマや誤情報、差別や人権侵害、詐欺等の犯罪に加担しかねない情報などが多く発信されるのも事実です。

平成28年4月に発生した熊本地震の際には「ライオンが動物園から脱走した」という内容がSNSに投稿されました。また、昨年1月の能登半島地震後には救助要請に関する偽情報や「外国人の窃盗団がマイクロバスで来ている」という、外国人に対する差別に繋がる情報が拡散されました。

スマートフォン等から様々な情報にアクセスできる便利な世の中になりましたが、一旦冷静になり、情報の正確性や妥当性を見極める力が必要となります。

～令和7年度「人権を学ぶ会」について～

令和7年度「人権を学ぶ会」の学習テーマは、災害と人権に決定しました。要配慮者自身に求められることや、地域の人たちに求められることについて、「自助」「共助」の両面から学びます。

「人権を学ぶ会」をとおして、自分も相手も尊重し、誰もが自分らしく生きられる社会をめざしましょう。

※要配慮者・・・高齢者、障がいのある人、難病の人、乳幼児や妊産婦、外国人など災害の際に、特に配慮が必要な方々のこと